

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(令和2年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 141,493 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	414,183	266,594	5,400		14,408	127,781
	高齢者福祉事業	57,330				5,809	51,521
	児童福祉事業	590,962	75,995	399,200	81,068	3,516	31,183
	母子福祉事業	1,912		1,600		32	280
	小計	1,064,387	342,589	406,200	81,068	23,765	210,765
社会 保険	介護保険事業	412,125	12,787		8,823	39,572	350,943
	国民健康保険事業	191,575	83,218			10,980	97,377
	小計	603,700	96,005	0	8,823	50,552	448,320
保健 衛生	高齢者医療事業	377,797	64,179			31,780	281,838
	病院事業	312,542				31,671	280,871
	疾病予防対策事業	56,956	3,149		17,680	3,661	32,466
	医療提供体制確保事業	642				65	577
	小計	747,937	67,328	0	17,680	67,177	595,752
合計		2,416,024	505,922	406,200	107,571	141,494	1,254,837